

平成 11 年 8 月 19 日 制定

## 日本地域学会出版物著作権規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、日本地域学会(以下、本学会)会則(以下、会則)第 4 条第 3 号に定める学会機関誌およびその他の不定期刊行物(ニューズレター、会員名簿、年次大会プログラム、同予稿集等)(以下、出版物)の記事の著作権の帰属等について定める。

### (著作権の帰属)

第 2 条 出版物の記事の著作権(著作財産権, Copyright)は、原則として本学会に帰属する。

### (著作者自身の複製等による利用)

第 3 条 本学会は、著作者自身が自分の出版物の記事の全文または一部を複製し、翻訳しあるいは翻案する等の場合においては、これに対して原則として異議申立てをしたり妨げることとはしない。

### (機関誌の記事・論文等の取り扱い)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、著作者自身が会則第 4 条第 3 号に定める学会機関誌に掲載された自分の記事の全文を複製の形で他の著作物に利用する限り、事前に本学会へ文書で申し出を行い、許諾を求めなければならない。

### (第三者への許諾)

第 5 条 本学会は、第三者から出版物の記事の複製あるいは転載に関する許諾の要請があり本学会がこれを必要と認めた場合には、著作者に代わって許諾することがある。

### (改正)

第 6 条 この規程は、本学会理事会の議を経て改正することができる。

## 附則

### (施行)

第 1 条 この規程は、制定の日から施行する。